

様式第十号（第100条第4項関係）（平22農水経産令5・全改、平26農水経産令1・平30農水  
経産令2・令元農水経産令3・令2農水経産令6・一部改正）

（日本産業規格A4）

商号又は名称  
所在地  
代表者の役職名・氏名

純資産額規制比率に関する届出書（ 年 月 日現在）

（単位：百万円、％）

(1) 純資産額規制比率の状況

資 産 合 計(A)	
資 産 の 額 か ら 控 除 す る 金 額(B)	
負 債 合 計(C)	
負 債 の 額 か ら 控 除 す る 金 額(D)	
法 第 211 条 に 規 定 す る 純 資 産 額(E) (E) = (A) - (B) - (C) + (D)	
リ ス ク 相 当 額(F)	
市 場 リ ス ク 相 当 額	( )
取 引 先 リ ス ク 相 当 額	( )
基 礎 的 リ ス ク 相 当 額	( )
純 資 産 額 規 制 比 率(G) (G) = (E) ÷ (F) × 100	

(2) 資産の額から控除する金額

流 動 資 産	
委 託 者 等 未 収 金	( )
関 係 会 社 に 対 す る 短 期 貸 付 金	( )
前 渡 金	( )
前 払 費 用	( )
一 般 貸 倒 引 当 金(Δ)	
固 定 資 産	
無 形 固 定 資 産	( )
長 期 未 収 債 権	( )
長 期 貸 付 金	( )

長期前払費用	( )
繰延税金資産	( )
繰延資産	
保有する有価証券	
関係会社が発行した有価証券	( )
他の会社又は第三者が発行したCP又は社債券	( )
未公開株等	( )
第三者のために担保に供されている資産	
合計	

(3) 負債の額から控除する金額

商品取引責任準備金等	
長期劣後債務	
短期劣後債務	
合計	

(4) リスク内訳

市場リスク相当額	
金リスク相当額	
ロングポジション	
ショートポジション	
コモディティリスク相当額	
ロングポジション	
ショートポジション	
オプション取引	
その他市場リスク相当額	
取引先リスク相当額	
金関連取引	
貴金属関連取引	
その他のコモディティ関連取引	
短期貸付金	

未	収	入	金	
未	収	収	益	
委	託	者	等	未
短	期	差	入	保
保	証	債	務	
保	証	予	約	
その他取引先リスク相当額				
基礎的リスク相当額				
合				計

(記載上の注意)

1. 純資産額規制比率は、少数点以下第二位以下を切り捨て、小数点以下第一位まで記載し、その他は、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。長期劣後債務及び短期劣後債務については、その金額、契約日又は発行日又は償還日を注記すること。
2. 「ロングポジション」及び「ショートポジション」については、それぞれの時価額を記載すること。